

別表 1 - 1

補助の種類	研修活動支援
補助対象経費	<p>重点作物の生産・販売等に関する研修活動にかかる経費のうち、移動及び謝礼に要する分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動に要する経費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。 2 自家用車で移動した場合の車賃は、1キロメートルあたり37円とする。 3 宿泊を伴う旅行商品を利用し、移動に要する経費の内訳が不明な場合は、旅行商品の2/3の額を移動にかかる分とする。
補助要件	<p>次の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、重点作物の生産者又はその予定者で組織する3名以上の団体であること。 2 事業主体となる者が、本市に事務局等の本拠を置く団体であること。 3 事業主体となる者、事業参加者及びそれらの世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨）</p> <p>上限 30,000円</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業計画書（別記様式第2-1-1号） (2) 行程表 (3) 見積書の写し (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-2号）
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2-1-2号） (2) 記録写真（2, 3枚） (3) 領収書の写し

別表 1 - 2

補助の種類	土壌改良支援
補助対象経費	重点作物の作付けを行う農地の土壌診断後に実施する土壌改良にかかる経費のうち、肥料購入に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 土壌改良を施す農地が、本市の農地であること。 3 土壌改良を施す農地が、新たに重点作物を作付けする農地であること。 4 土壌改良を施す農地が、土壌診断を実施している農地であること。 5 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨）</p> <p>上限 30,000円</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日までの何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-2号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) 土壌診断の結果が確認できるもの (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）

別表 1 - 3

補助の種類	種苗購入支援
補助対象経費	1 サクランボ及びモモの苗木購入に要する経費 2 スイカ及びトマトの種苗購入に要する経費のうち、前年度購入数量との比較による増量分
補助要件	次の全てを満たすこと。 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 重点作物を作付けする農地が、本市の農地であること。 3 購入する苗木が村山市果樹産地構造改革計画の振興品種であること。 4 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/3以内（1円未満切捨） 上限 サクランボ1,500円/1本、モモ800円/1本 スイカ・トマト80円/1株・1粒
交付申請	1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日の何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2-3号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) 山形C12号を購入する場合は、生産者登録証の写し (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）

別表 1 - 4

補助の種類	雨よけハウスビニール被覆作業委託支援
補助対象経費	サクランボの生産にかかる経費のうち、雨よけハウスのビニール被覆作業の委託に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に住所を有する満70歳以上の農業経営者であること。 2 被覆作業を施す雨よけハウスが所在する農地が、本市の農地であること。 3 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業者（以下「事業者」という。）に被覆作業を委託する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 4 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 5 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨） 上限 50,000円
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日の何れか早い日 2 添付書類 （1）事業成績書（別記様式第2 - 4号） （2）領収書の写し （3）記録写真（2, 3枚）又は作業日誌 （4）位置図 （5）市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4 - 1号）

別表 1 - 5

補助の種類	園芸ハウス改修支援
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 サクランボの生産にかかる経費のうち、雨よけハウスにおける作業時の労力低減、安全確保の対策等の機能向上を図る取組を含む改修に要する分 2 トマトの生産にかかる経費のうち、ビニールハウスにおける作業時の労力低減、安全確保の対策等の機能向上又は長寿命化を図る改修に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 改修を施す園芸ハウスの所在する農地が、本市の農地であること。 3 園芸ハウス改修の計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 改修を施す園芸ハウスは、当該面積のうち5分の4以上かつ1年間のうち2分の1以上を当該品目の生産に使用するものであること。 (2) 改修に要する経費に被覆資材は含まない。 4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨）</p> <p>上限 100,000円</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（別記様式第2-5-1号） (2) 見積書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-5-2号） (2) 領収書の写し (3) 記録写真（2, 3枚）

別表 1 - 6

補助の種類	かん水・排水対策支援
補助対象経費	スイカの生産にかかる経費のうち、かん水又は排水対策に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 かん水又は排水対策を施す農地が、本市の農地であること。 3 かん水又は排水対策の計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対策を施す農地は、当該対策の耐用年数内においてスイカの生産を行うこと。なお、対策の耐用年数は、かん水チューブ2年、明渠工事4年、暗渠工事10年とし、そのほかの対策については別に定める。 (2) 対策を施した農地を当該対策の耐用年数内においてスイカ以外の作物に使用する場合は、スイカの生産量を維持したうえで行うこと。ただし、スイカの生産量の拡大を目的に別の農地を確保する場合はその限りでない。 4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨） 上限 100,000円
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（別記様式第2-6-1号） (2) 見積書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-6-2号） (2) 領収書の写し (3) 記録写真（2, 3枚）

別表 1 - 7

補助の種類	帆柱・枝受支柱導入支援
補助対象経費	1 モモの生産にかかる経費のうち、雪害対策又は樹形確立を目的に行う帆柱・枝受支柱の導入に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。</p> <p>2 帆柱・枝受支柱を導入する樹体の所在する農地が、本市の農地であること。</p> <p>3 帆柱・枝受支柱を導入する計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。</p> <p>(1) 導入する帆柱・枝受支柱は、事業完了後5年内においてモモの生産に使用すること。</p> <p>(2) 導入に要する経費に建築工事費を含む。</p> <p>4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。</p> <p>6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。</p>
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨） 上限 50,000円/樹体1本
交付申請	<p>1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日</p> <p>2 添付書類 (1) 事業計画書（別記様式第2-7-1号） (2) 見積書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）</p>
実績報告	<p>1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日</p> <p>2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2-7-2号） (2) 領収書の写し (3) 記録写真（2, 3枚）</p>

別表 1 - 8

補助の種類	病害対策支援
補助対象経費	モモの生産にかかる経費のうち、せん孔細菌病の病害対策を目的に導入する農薬の購入に要する分
補助要件	次の全てを満たすものとする。 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 病害対策を施す農地が、本市の農地であること。 3 病害対策を施す計画が、市長が認めるものであること。 4 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/3以内（1円未満切捨） 上限 10,000円/10a又は10本
交付申請	1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日までの何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2 - 8号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) 土壌診断の結果が確認できるもの (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4 - 1号）